

シルバー人材センター等からの役務の提供業務について

契約事務要綱第11条第3号の規定に基づく、役務の提供を受ける業務内容等については次のとおりです。

No.	契約名	業務の内容	契約期間	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び基準
1	天満八軒家駐車場他屋外清掃作業	駐車場及び駐車場上部公園の清掃及び除草	契約日～令和7年3月31日	令和6年4月	1.高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者 2.高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定する法人であり、かつ履行場所所在地市の法人。
2	上島駐車場植木剪定・除草作業	植木剪定・緑地帯除草	契約日～令和6年12月31日	令和6年11月	1.高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者 2.高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定する法人であり、かつ履行場所所在地市の法人。
3	江坂南駐車場外2駐車場清掃作業	表面清掃	契約日～令和6年12月31日	令和6年12月	1.高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者 2.高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定する法人であり、かつ履行場所所在地市の法人。